

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年9月27日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年9月27日（水）午後2時 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

行政経営改革課 岡田課長 高山副主幹 元田主査補

3 件名

行政経営改革実施計画（プロジェクトチーム案）の決定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

行政経営改革実施計画の策定を担うプロジェクトチームからの提案事業が46事業と非常に多いことから、あらかじめ各部でプロジェクトチーム案の内容を検討し、各部長から疑義のあった13事業について、各部で修正した上でPT案として提案した。

このため、行政経営戦略会議では、主に修正提案の13事業の是非について議論した。

（主な意見）

- ・計画の位置付けや計画期間の考え方など全体が分かりづらい。
⇒今後、行政経営改革審議会で審議いただいて、最終案をこの会議に付議することとなる。その際は、通常の計画と同様に計画期間や計画の位置付けなどを加える。
- ・最終案を付議する際は、行政経営改革の財政的効果額をきちんと積み上げて計画に明示して欲しい。
- ・市の仕事は今後も増えるが、職員を増やすことは難しい。積極的に委託に取り組むなど今までの仕事のやり方を見直す必要がある。
- ・窓口業務の外部委託などは短期的ではなく、長期的な視点で考える必要がある。正規職員が増えない中で、今後、市の業務が増えることが明らかなものについては、アウトソーシングを組み合わせる今の水準を維持していかなければならない。
- ・サービスについては、全体のコストと業務をみていく必要がある。市が最低限、何をやる必要があるのか、絶対に必要なサービスは何かという視点から、仕事量を議論した上で、必要な仕事はしっかり実施していくという覚悟が必要である。

（結論）

プロジェクトチーム案のとおり決定した。

なお、各課が実施困難と判断したため、PT案から取り下げた4事業については、市長から実施に向けて再度検討するように指示があったことから、事務局で再度内容を検討した上で、取り組めるものは位置付けることとした。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

平成29年9月27日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（総務部 行政経営改革課）

1 件名

行政経営改革実施計画（プロジェクトチーム案）の決定について

2 計画の概要

- 行政経営改革実施計画は、これまでの経営資源（ヒト、モノ、カネ）の配分や事業の見直しなどの削減を目的としていた行政改革のための実施計画ではなく、行政経営指針に基づき、今まで以上に民間の優れた経営理念や手法を積極的に取り入れながら成果に重点を置いて、市民にとって最適な施策・事業を選択していく行政経営の視点から改革に取り組むための計画です。
- この行政経営改革実施計画は、市の行政経営改革を着実に実行するための計画で、行政経営指針の38の取組項目のそれぞれについて、具体的な事業を検討し、位置付けることを決定しています。
- 行政経営指針の取組項目38項目のうち、6項目を市民及び学識経験者で組織される附属機関の「行政経営改革審議会」で具体的な事業を検討し、残りの33項目（1項目は双方で検討）の具体的事業を「行政経営改革実施計画策定プロジェクトチーム（以下、「PT」）」で検討しました。
- 基本方針1を担当する9名、基本方針2・3を担当する11名の2チームで構成されるPTは、合わせて12回の会議を開催し、具体的な事業として50事業を提案しました。この提案は、行政経営改革課から、事業を担当する各課に照会し、各課が内容及びスケジュールの確認と目標及び財政効果額を検討し、報告があったところです。
- 各課の検討結果を踏まえた上でPTが提案する46事業（**別添**）について、行政経営改革実施計画（プロジェクトチーム案）以下「PT案」として決定したいので、行政経営戦略会議に付議します。
- なお、今回決定するPT案については、今後、行政経営改革審議会において、審議会にて提案する案などとともに、内容等について審議した後に「行政経営改革実施計画（案）」として、あらためて行政経営戦略会議で検討していただく予定です。

行政経営指針との整合性

	取組項目	PT検討	PT案
基本方針1 市民自治のまちづくり	12項目	8項目	11事業
基本方針2 自立した行財政運営	23項目	22項目	32事業
基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置	3項目	3項目	3事業
合 計	38項目	33項目	46事業

備考 計画等を付議する場合に使用すること。

第1号様式その2（第4条第4項関係）

各課の検討結果を踏まえたPTにおける検討結果

PT案として提案する事業	【別添】	46事業
各課で実施できることからPT案として提案する事業		33事業
各部署で内容等を修正した上でPT案として提案する事業		13事業
<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）市民活動推進センターの機能強化と拠点拡充の充実 (P. 2) ・参加型講座の実施 (P. 5) ・地域コミュニティの啓発 (P. 6) ・地域学校協働活動の推進 (P. 7) ・まちづくり協議会設立の促進 (P.10) ・土地利用の促進 (P.22) ・小中学校LED照明器具への改修の実施に向けた検討 (P.28) ・防犯灯・街路灯の一元管理 (P.29) ・公の施設の運営方法の検討と実施 (P.34) ・窓口業務の外部委託の検討と実施 (P.35) ・学校校内業務の見直し (P.36) ・学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施 (P.44) ・公共施設等の個別施設計画の策定 (P.45) 		
各課が実施できないためPT案から取り下げる事業		4事業

PT案のうち財政的効果が見込める事業

項目名	事業名	効果額
2-3-②	使用料・手数料の見直し (P.20)	270万円
2-3-⑥-1	広告収入の確保 (P.24)	現段階では不明
2-3-⑥-2	公共施設の有効活用 (P.25)	(3年間) 570万円
2-3-⑥-3	公有地の売却等 (P.26)	現段階では不明
2-4-①-1	ESCO事業の導入 (P.27)	現段階では不明
2-4-①-3	防犯灯のLED化 (P.29)	現段階では不明
2-4-②	扶助費・補助金の見直し (P.31)	現段階では不明

PT案のうち仕事の見直し・削減が見込める事業

項目名	事業名
2-5-①-2	公の施設の運営方法の検討と実施 (P.34)
2-5-①-3	窓口業務の外部委託の検討と実施 (P.35)
2-5-①-4	学校校内業務の見直し (P.36)
2-5-②-2	情報機器管理の外部委託 (P.38)

3 関連情報

関係法令等	特になし
関係課	行政経営改革課ほか27課

備考 計画等を付議する場合に使用すること。

行政経営改革実施計画（行政経営改革実施計画策定プロジェクトチーム案）

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。	1-1-①	無作為抽出による市民参加の充実（P.1）	市民活動支援課
②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。	1-1-②-1	（仮称）市民活動推進センターの機能強化と拠点拡充の充実（P.2）	市民活動支援課 社会福祉課
	1-1-②-2	地域防災力向上支援（P.3）	市民安全課
③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。	1-1-③-1	提案型協働事業補助制度の推進（P.4）	市民活動支援課
	1-1-③-2	参加型講座の実施（P.5）	企画政策課 生涯学習課 関係各課
④市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。		審議会で検討	

2. 地域コミュニティづくりの推進

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。	1-2-①	地域コミュニティの啓発（P.6）	市民活動支援課 関係各課
②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。	1-2-②-1	地域学校協働活動の推進（P.7）	生涯学習課 学校教育課
	1-2-②-2	職員のコーディネーター人材の育成（P.8）	市民活動支援課 総務課
③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。	1-2-③	地域担当職員制度導入による地域づくり支援（P.9）	市民活動支援課 総務課
④小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。	1-2-④	まちづくり協議会設立の促進（P.10）	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課 総務課 関係各課

3. 情報共有の徹底と可視化

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。		審議会で検討	
②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。		審議会で検討	
③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。		審議会で検討	
④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。	1-3-④	イントラネットの活用 (P.11)	総務課 情報管理課

基本方針2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。	2-1-①	行政組織の見直し (P.12)	総務課
②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。	2-1-②	プロジェクトチーム制度の導入 (P.13)	総務課 行政経営改革課
③ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。		審議会で検討	

2. 多様な人材の育成と確保

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。	2-2-①	人材育成基本方針の見直し (P.14)	総務課
②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。	2-2-②	適材適所な人事配置 (P.15)	総務課
③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。		現場主義職員の育成 (P.16)	総務課

④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。	2-2-④	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進 (P. 17)	総務課
⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。	2-2-⑤	人材の積極的な確保 (P. 18)	総務課

3. 財源の確保

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。	2-3-①	徴収の一元化 (P. 19)	収税課
②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	2-3-②	使用料・手数料の見直し (P. 20)	行政経営改革課 関係各課
③次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。	2-3-③	将来負担の抑制 (P. 21)	財政課
④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているとう白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。	2-3-④	土地利用の促進 (P. 22)	都市計画課 商工振興課 企画政策課 行政経営改革課
⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。	2-3-⑤	農商工連携による農産物販路の拡大 (P. 23)	商工振興課 農政課
⑥多様な収入確保策の検討【新規項目】	2-3-⑥-1	広告収入の確保 (P. 24)	行政経営改革課 関係各課
	2-3-⑥-2	公共施設の有効活用 (P. 25)	管財契約課
	2-3-⑥-3	公有地の売却 (P. 26)	管財契約課 関係各課

4. 歳出の抑制

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。	2-4-①-1	ESCO 事業の導入 (P. 27)	管財契約課
	2-4-①-2	小中学校 LED 照明器具への改修の実施に向けた検討 (P. 28)	教育総務課
	2-4-①-3	防犯灯・街路灯の一元管理 (P. 29)	道路課 市民安全課
	2-4-①-4	再任用の職員の活用 (P. 30)	総務課

②扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	2-4-②	扶助費・補助金の見直し (P. 31)	行政経営改革課 関係各課
③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。	2-4-③	公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化 (P. 32)	行政経営改革課

5. 適材適所による事業主体の見直し

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	2-5-①-1	事業主体の検討 (P. 33)	行政経営改革課
	2-5-①-2	公の施設の運営方法の検討と実施 (P. 34)	行政経営改革課 文化課 子育て支援課 社会福祉課 保育課
	2-5-①-3	窓口業務の外部委託の検討と実施 (P. 35)	行政経営改革課 子育て支援課 社会福祉課 保育課 健康課 高齢者福祉課 保健福祉相談室 市民課 (課税課 収税課) 環境課 学校教育課
	2-5-①-4	学校校内業務の見直し (P. 36)	学校教育課
②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	2-5-②-1	事業主体の決定 (P. 37)	行政経営改革課
	2-5-②-2	情報機器管理の外部委託 (P. 38)	情報管理課

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。	2-6-①	事務事業評価の実施 (P. 39)	企画政策課
②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。	2-6-②	外部評価の実施 (P. 40)	企画政策課
③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。	2-6-③	事務事業評価シートの簡素化・見える化 (P. 41)	企画政策課
④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	2-6-④	市政に関する市民意向等の把握 (P. 42)	企画政策課
⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	2-6-⑤	事業のスクラップ・リセットの徹底 (P. 43)	企画政策課

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。	3-1-①	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施 (P. 44)	学校教育課
②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。	3-1-②	公共施設等の個別施設計画の策定 (P. 45)	行政経営改革課 教育総務課 関係各課
③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。	3-1-③	公共施設等を管理するための組織体制の構築 (P. 46)	行政経営改革課

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。

整理番号	1-1-①	項目名	無作為抽出による市民参加の充実	所管課	市民活動支援課
現在の取り組み	・無作為抽出による市民参加を平成 28 年度から試行的に実施している。				
今後の取り組み	・試行的に実施した無作為抽出による市民参加の検証を踏まえ、本実施を行う。				
目的	新たな市民参加を充実させるため。				
完了目標時期	平成 31 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
試行実施			→		
試行実施の検証・本実施の仕組み決定			→		
無作為抽出の実施、登録受付			→		
本実施			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・試行実施 ・試行実施の検証・本実施の仕組み決定 ・無作為抽出の実施・登録受付 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施 				

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-1	項目名	(仮称)市民活動推進センターの機能強化と拠点拡充の充実	所管課	市民活動支援課 社会福祉課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動推進センターは、市民活動を側面から支援する「情報」、「活動」、「交流」の場として運営している。 ・市民活動推進センターは、平成 30 年 5 月を目途に市役所に移転し、市民活動を取り巻く課題に対応したセンターに機能強化することとして検討を進めている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所移転後の(仮称)市民活動推進センターは、段階的に機能強化を図りながら、市民活動の総合的な拠点として拡充させていく。 ・機能的に類似するボランティアセンターとの連携を検討する。 				
目的	(仮称)市民活動推進センターの機能強化を図り、市民活動の総合的な拠点として拡充することで、市民活動を支援するため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充			→		
市民活動まつりとボランティアまつりの連携協議			→		
市民活動まつりとボランティアまつりの連携			→		
(仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの連携の検討			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充 ・市民活動まつりとボランティアまつりの連携による実施について協議 ・(仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの運営にかかる現状等の把握 				
平成 31 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充 ・市民活動まつりとボランティアまつりの連携による開催 ・(仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの連携の検討 				
平成 32 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充 ・市民活動まつりとボランティアまつりの連携による開催 ・(仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの連携の検討 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-2	項目名	地域防災力向上支援	所管課	市民安全課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立時に防災資機材を購入し、交付している。 ・自主防災組織もある程度の数が増えつつある。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・組織立ち上げ時に購入し整備してきた資機材（AEDを含む）等の更新・整備（維持修繕を含む）等への支援制度を整備し、自主防災組織や自治会がより活動しやすい環境を整備する。（原則、市の単独補助とするが、場合によっては県の補助制度を活用する。） ・NPOなどの地域防災の専門家による支援や派遣制度について検討する。 				
目的	市民の関心が高い地域防災力を通じて、市民活動を市民に広げるため。				
完了目標時期	平成32年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
補助制度調査研究・設計			→		
補助金受付			→		
専門家の支援・派遣制度の検討			→		
専門家の支援・派遣制度の制度化・実施			→		
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金制度の調査研究、県との協議 				
平成31年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱制定 ・自主防災組織・自治連合会への説明 ・専門家の支援・派遣制度の検討 				
平成32年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金受付 ・専門家の支援・派遣制度の制度化・実施 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-1	項目名	提案型協働事業補助制度の推進	所管課	市民活動支援課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指すため、市民団体活動支援補助金により市民団体の公益活動に必要な経費の一部を補助している。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市の協働により地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため、地域の課題解決のための提案や協力して進めることで効果を生む事業などを市民と市が積極的に提案し、協働事業へつなげる仕組みづくりとして、(仮称)提案型協働事業補助金を創設する。 					
目的	市民と市の協働により、地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため。					
完了目標時期	平成32年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
補助制度の設計	→					
補助制度のPR		→				
補助制度の募集・審査			→			
補助制度による協働事業の実施				→		
	目標			実績		
平成30年度	効果 ・補助制度の設計			効果		
平成31年度	効果 ・補助制度のPR ・補助制度の募集・審査			効果		
平成32年度	効果 ・補助制度による協働事業の実施			効果		

基本方針1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。

整理番号	1-2-①	項目名	地域コミュニティの必要性の啓発	所管課	市民活動支援課 関係各課
現在の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市への転入者に自治会入会のための啓発チラシを配布している。 ・自治連合会と連携し、自治会加入促進を含めた地域コミュニティ活動を行っている。 ・地域コミュニティの重要性を啓発するため、年1回、自治連合会と共催で地域づくり講演会を開催している。 ・自治会の設立や運営等の様々な相談に対応している。 				
今後の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市への転入者や自治会未加入者に地域での人のつながりの大切さを啓発するため、コミュニティ、防災、健康、福祉、子育て、子どもの健全育成等の様々な視点から関係各課が地域コミュニティの必要性を啓発する取り組みを実施する。 ・各センターは、地域づくりの中核的施設として地域コミュニティづくりのための仕掛けづくりを行う。 				
目的	地域コミュニティ活動に興味、関心を持ち、参加する市民を増やすため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域コミュニティの必要性の啓発					
目標			実績		
平成30年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの必要性を啓発するためのチラシ・リーフレットを関係各課で検討 ・転入者へ自治会加入チラシの配布 ・各センターによる地域コミュニティ事業の実施 				
平成31年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・各課が事業を実施する際にチラシ・リーフレットを配布 ・転入者へ自治会加入チラシの配布 ・各センターによる地域コミュニティ事業の実施 				
平成32年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・各課が事業を実施する際にチラシ・リーフレットを配布 ・転入者へ自治会加入チラシの配布 ・各センターによる地域コミュニティ事業の実施 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-1	項目名	地域学校協働活動の推進	所管課	生涯学習課・学校教育課	
				関係課	健康課・保健福祉相談室 子育て支援課・市民活動支援課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの支援として、教育委員会が、「放課後子ども教室」（生涯学習課）、「学校安全活動・登下校見守り」（学校教育課）を行い、地域住民等が、学習支援や安全面の支援などをそれぞれで行っている。 国は、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進している。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動を推進するため、地域と学校の連携協力体制の仕組みを検討する。 地域と学校をつなぐため、地域における地域住民等による連携協力体制を検討し、決定する。 					
目的	地域学校協働活動を推進するため。					
完了目標時期	未定					
実施内容				実施スケジュール		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討						
目標				実績		
平成30年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討 					
平成31年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討 					
平成32年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討 					

基本方針1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-2	項目名	職員のコーディネート人材の育成	所管課	市民活動支援課 総務課
現在の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市民と協働による地域コミュニティづくり、地域活動やまちづくりを推進していくために必要なコーディネート力を高めるために、職員を対象にコーディネート型人材育成研修を実施している。 				
今後の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市の人材育成基本方針にコーディネート力の重要性を位置付け、職員を対象としたコーディネート型人材育成研修を拡充し、地域に関わりが深い職員を対象にファシリテーションを始め、地域づくりを促進させる参加型手法を習得する専門研修を実施する。 ファシリテーションの基礎を学ぶ基本研修を職員に広く実施する。 				
目的	市民や地域と有機的な関係性を築き、協働を推進できる職員を育成するため。				
完了目標時期	平成30年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
基本研修の実施			→		
専門研修の実施			→		
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 基本研修の実施 専門研修の実施 				
平成31年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 基本研修の実施 専門研修の実施 				
平成32年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 基本研修の実施 専門研修の実施 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

③ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

整理番号	1-2-③	項目名	地域担当職員制度導入による地域づくり支援	所管課	市民活動支援課 総務課
現在の取り組み	・庁内において各課の業務を推進するため、市民活動支援課、高齢者福祉課、健康課等が、小学校区ごとに地域担当職員を配置している。				
今後の取り組み	・市民自治に基づく小学校区単位のまちづくりを推進するために、地域づくりを支援する地域担当職員制度を導入する。				
目的	市民自治に基づく小学校区単位のまちづくりを推進するため。				
完了目標時期	平成32年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の検討			→		
モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の試行				→	→
モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の実施					→
目標			実績		
平成30年度	効果 ・モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の検討		効果		
平成31年度	効果 ・モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の試行		効果		
平成32年度	効果 ・モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の実施		効果		

基本方針1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ④ 小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

整理番号	1-2-④	項目名	まちづくり協議会設立の促進	所管課	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課・総務課 関係各課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会を組織するきっかけづくりとして、市内の9小学校区で小学校区単位の意見交換会を開催する取り組みを進めているが、十分な回数の意見交換会が開催できていない。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の設置を促進する分野横断的な庁内チームが、地域の特性にあわせ、小学校区を単位に地域の多様な組織、団体に参加を呼びかけ、小学校区単位のまちづくり意見交換会を開催する。 ・意見交換会を開催し、地域内の協力・連携の大切さ、地域課題、課題解決の方法とまちづくりの方向性を共有し、地域ぐるみで地域の課題解決を図っていくまちづくり協議会の設立につなげていく。 				
目的	小学校区単位で地域が一体となって地域課題を解決するまちづくりを推進するため。				
完了目標時期	未定				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区）			→		
まちづくり協議会の仕組みの検討			→		
地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整			→		
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（1小学校区）			→		
目標			実績		
平成30年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区） ・まちづくり協議会の仕組みの検討 ・地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 				
平成31年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区） ・まちづくり協議会の仕組みの検討 ・地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 				
平成32年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（1小学校区） 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。

整理番号	1-3-④	項目名	イントラネットの活用	所管課	総務課 情報管理課	
現在の 取り組み	・平成29年度に、縦割り行政の弊害を解消し、部局横断的なチーム編成により行政課題を解決することを目的として、プロジェクトチーム制度を創設している。					
今後の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム制度のような課題解決型の横断的な体制とともに、普段から情報共有を図るための仕組みを構築するため、イントラネットを最大限活用して、庁内の情報共有を徹底する。 <p>【活用の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の講座やイベント情報を掲載 ・電子会議室の活用 ・各課の当該年度の取り組みを掲載（部課長の仕事目標宣言と進捗状況など） ・プライベートコメント（職員の声を業務に反映する制度）の活用 					
目的	類似する事業との連携や事務の効率化を図るため。					
完了目標時期	平成30年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
イントラネットの改修				→		
職員への周知				→		
職員要望の洗い出し				→		
機能・運用方法の見直し				→		
目標				実績		
平成30年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に改修を行ったイントラネットの各機能について各課へ周知 ・イントラネットの機能・運用方法の要望を各課から調査 					
平成31年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を基に各課の要望を実現するための機能・運用方法の見直し 					
平成32年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への周知 					

基本方針 2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築


- ① 行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。

整理番号	2-1-①	項目名	行政組織の見直し	所管課	総務課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 限られた職員数で多様化する行政課題及び市民ニーズに対して迅速、柔軟に対応するとともに将来を見据えた持続可能な行政運営を図っている。 (平成 30 年度に部の再編を中心とした全体的な行政組織の見直しを実施) 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や職員の定員管理等を踏まえ、課の統合等を含めた再編を継続的に検討、実施する。 必要に応じ、課題解決、プロジェクト実施のための行政組織（課又は室）を期間限定で設置できる体制を検討する。 				
目的	効率的・効果的な行政組織体制を構築するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30 年度	平成 31 年度
行政組織の見直しの検討・実施				→	
課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討				→	
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 課の統合等を含めた再編の検討、実施 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 課の統合等を含めた再編の検討、実施 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 課の統合等を含めた再編の検討、実施 				

基本方針2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

- ② 突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するためにプロジェクトチーム制度を導入します。

整理番号	2-1-②	項目名	プロジェクトチーム制度の導入	所管課	総務課 行政経営改革課
現在の取り組み	・白井市プロジェクトチーム設置及び運営に関する規程を制定し、プロジェクトチーム制度を創設している。				
今後の取り組み	・複数課にまたがる課題を検討する場合など、なかなか進展しない業務等について、プロジェクトチーム制度を活用して、行政課題を解決する。				
目的	行政課題に効率的かつ横断的に対応し、解決を図るため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
プロジェクトチームによる行政課題の解決					
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置				
平成31年度	効果		効果		
	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置				
平成32年度	効果		効果		
	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置				

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。

整理番号	2-2-①	項目名	人材育成基本方針の見直し	所管課	総務課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針については、平成 22 年に改定している。 ・平成 26 年に実施した住民意識調査において、求める職員像の調査を行っている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のプロジェクトチーム等を設置し、住民意識調査の結果等を踏まえ「白井市職員のあるべき姿」を作成し、「人材育成基本方針」の見直しを行う。 				
目的	職員としてより一層の意識の向上を図るため。				
完了目標時期	平成 31 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「白井市職員のあるべき姿」の作成			→		
「人材育成基本方針」の見直し				→	
	目標		実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のプロジェクトチーム等を設置し「白井市職員のあるべき姿」の作成 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成基本方針」の見直し 				
平成 32 年度	効果		効果		

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。

整理番号	2-2-②	項目名	適材適所な人事配置	所管課	総務課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づき、階層別研修を実施し各研修機関等への派遣を行っている。 ・人事配置については、各課等における業務、人事意向調査等を総合的に勘案し人事配置を行っている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・見直した「人材育成基本方針」に基づき研修等を行い、専門性の高い職員の育成につなげることで、さらなる適材適所の人事配置を行っていく。 ・現行の制度に固執せず、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮できるような新たな人事制度について、情報収集、検討を行う。 				
目的	適材適所の人事配置を行うことで、職員の能力や意欲を最大限発揮させるため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
「人材育成基本方針」に基づく研修の実施					→
適材適所な人事配置			→	→	→
新たな人事制度の情報収集、検討			→	→	→
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・適材適所な人事配置 ・新たな人事制度の情報収集、検討 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成基本方針」の見直し ・適材適所な人事配置 ・新たな人事制度の情報収集、検討 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成基本方針」に基づく研修の実施 ・新たな人事制度の情報収集、検討 				

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。

整理番号	2-2-③	項目名	現場主義職員の育成	所管課	総務課
現在の取り組み	・現在の「人材育成基本方針」において、「社会の変化に的確に対応できる柔軟性を備えた職員」を人材育成の目標として掲げている。				
今後の取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において現場主義職員の育成についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	現場主義を徹底することで、市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員を育成するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
現場主義職員の育成の検討				→	
現場主義職員の育成					→
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」の見直し 現場主義職員の育成の検討 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 現場主義職員の育成の実施 				

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ④ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。

整理番号	2-2-④	項目名	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	所管課	総務課
現在の取り組み	・具体的な取り組み事項はない。				
今後の取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において、職員が「地域の活動」に参加しやすい仕組みの検討・推進についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	職員が地域の活動や市民と関わることで、地域の現状、課題を把握した上で業務に取り組めるようになるため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
地域の活動に参加しやすい仕組みの検討				→	
地域の活動に参加しやすい仕組みの推進					→
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」の見直し 地域の活動に参加しやすい仕組みの検討 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動に参加しやすい仕組みの推進 				

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

⑤ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組めます。

整理番号	2-2-⑤	項目名	人材の積極的な確保	所管課	総務課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を有した人材として、任期付短時間勤務職員を採用している。 ・新規採用職員についても、年齢で区分し新卒者に限定せず採用している。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、専門的な知識を有する人材の確保として、業務等の状況により任期付短時間勤務職員を採用していく。 ・新規採用職員については、引き続き新卒者に限定せず採用していく。 				
目的	豊富な知識、専門的な知識を持った人材を確保し、多様な行政運営を図るため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保					
目標			実績		
平成 30 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 				
平成 31 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 				
平成 32 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 				

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。

整理番号	2-3-①	項目名	徴収の一元化	所管課		収税課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）と国民健康保険税の徴収は収税課が担当している。 ・他の債権については、介護保険料と後期高齢者医療保険料は平成 27 年度から、保育料は平成 28 年度から、高額滞納者の徴収業務を収税課に移管している。 						
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市の債権の徴収の一元化をどのように進めていくのか（一元化する債権・対象者の範囲、組織、人材育成・配置、賦課と徴収の連携など）について、プロジェクトチームを設置して検討していく。 						
目的	徴収率を向上するため。						
完了目標時期	平成 32 年度						
実施内容				実施スケジュール			
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
プロジェクトチームによる検討				→			
徴収の一元化に向けた準備				→			
徴収の一元化の実施				→			
目標				実績			
平成 30 年度	効果			効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームによる検討 ・徴収の一元化に向けての準備 						
平成 31 年度	効果			効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収の一元化に向けての準備 						
平成 32 年度	効果			効果			
	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収の徴収一元化の実施 						

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

整理番号	2-3-②	項目名	使用料・手数料の見直し	所管課	行政経営改革課 関係各課
現在の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用料・手数料の考え方」に基づき、使用料・手数料の見直しを行っている。 ・平成 30 年 4 月から使用料・手数料を見直す予定である。 				
今後の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年ごとに全ての使用料・手数料の見直しを行う。 ・使用料・手数料の減免の基準を策定し、全ての使用料・手数料で統一する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な使用料・手数料を徴収することで、市の財源を確保するため。 ・サービスを利用している人と利用していない人の負担の不公平を解消するため。 				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
消費税率変更に伴う使用料等の見直しと条例改正			→		
周知と実施			→ →		
3 年ごとの使用料の見直しと条例改正			→ → →		
減免基準の策定と関係条例改正			→		
減免制度の周知と実施			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果額	2,700,000 円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 4 月使用料の見直しによる効果額 2,700,000 円 ・指定管理料の削減による効果額 ■ 円 ・消費税率変更に伴う使用料等の見直し ・使用料等の減免基準の統一 ・減免制度の改正と周知 ・消費税率変更に伴う使用料等の条例改正 				
平成 31 年度	効果額	円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等の額の変更の周知 ・使用料等の定期見直し作業 				
平成 32 年度	効果額	円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期見直しによる使用料等の条例改正 ・使用料等の額の変更の周知 				
合計	効果額	2,700,000 円	効果額	■ 円	

基本方針2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ③ 次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。

整理番号	2-3-③	項目名	将来負担の抑制	所管課	財政課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算編成時における各課の要求事項について、市において真に必要な事業かを精査した上で予算を決定し、地方債の要件を満たす事業については、地方債を財源として充当し、原則として事業費の実績に応じて借入を行っている。 ・決算においては、将来負担比率や実質公債費比率などを算出し、分析している。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・財政課においては、借入時における借入方針を策定する。また、当初予算編成に当たり、前年度の借入残高や決算状況を分析し、将来負担の適正化を踏まえた予算編成方針を各課に提示する。 ・事業課においては、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みにより、更新費用を削減する。 				
目的	市の将来世代にわたる負担を適正化し、健全な財政運営を継続するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
前年度決算状況の整理・分析			→		
公共施設等総合管理計画に基づく取り組みの実施			→		
翌年度予算編成への反映			→		
借入方針による借入の実施			→		
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを中心に予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入の実施 				
平成31年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを中心に予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入の実施 				
平成32年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを中心に予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入の実施 				

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。

整理番号	2-3-④	項目名	土地利用の促進	所管課	都市計画課 商工振興課 企画政策課 行政経営改革課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道は、将来的に千葉県北西部の交通の要所となる可能性があり、本来、産業集積しやすい地域であるが、ともに市街化調整区域であるため、企業誘致を行える事業用地ではない。そこで、市街化調整区域において企業誘致を図ることができる環境とするため、具体的な規制誘導施策である「市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定している。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な周辺環境の変化に対応できる企業誘致可能な事業用地の創出を図るため、総合計画等の上位計画の見直しを含め、国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道に企業誘致を図る上での課題を解決する具体的施策を検討する。 ・ 国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道の土地利用を横断的に促進するための組織の設置を検討する。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税等の増加による歳入を確保するため。 ・ 雇用の確保により、職住近接による人口を維持するため。 ・ 地域経済の活性化や産業を振興するため。 					
完了目標時期	平成 31 年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
具体的施策・組織の検討				→		
具体的施策・組織の決定				→		
具体的施策の実施				→		
組織の設置				→		
目標				実績		
平成 30 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的施策・組織の検討 					
平成 31 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的施策・組織の検討と決定 ・ 具体的施策の実施 					
平成 32 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的施策の実施 ・ 組織の設置 					

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑤ 農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。

整理番号	2-3-⑤	項目名	農商工連携による農産物販路の拡大	所管課	商工振興課 農政課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興条例に基づく産業振興ネットワーク会議において、農業・商業・工業各事業者と定期的に意見交換・情報交換を実施している。 ふるさと産品事業者や農業者が食品製造業者と連携し、白井産梨を原料としたジャム、ジュース、ドレッシングなどの加工品の開発、販売等に取り組んでいる。 農商連携による白井産農産物の市内流通量の拡大を図るため、平成 29 年度に市内のスーパー等小売店への市内農産物の直売コーナーの設置を試験的に実施する予定がある。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 農産物直売コーナーの設置による販売を本格化させ、取扱店舗を拡充する。 市内飲食店の白井産農産物の積極的利用のための協議を進める。 加工品事業等の取り組みを希望する農業者のニーズの把握を行い、農業者と加工業者等とのマッチングや加工品の開発に係る手法を習得する機会の創出などの支援を検討する。 					
目的	農業者の所得の向上と経営を安定化させるため。					
完了目標時期	平成 32 年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市内小売店等における農産物直売コーナーによる本格販売・取扱店舗の拡充				→		
市内飲食店における白井産農産物利用拡大の協議、利用店舗の拡充				→		
農産物加工を希望する事業者間のマッチング、事業者の加工品開発の手法習得・PR等の支援				→		
目標				実績		
平成 30 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 市内小売店に農産物直売コーナーを設置し、白井産農産物の販売を本格的に開始 市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議 市内飲食店と白井産農産物の利用について協議 農産物加工の取組希望の事業者の支援 					
平成 31 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議 市内飲食店と白井産農産物の利用について協議 農産物加工の取組希望の事業者の支援 					
平成 32 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 農産物加工の取組希望の事業者の支援 					

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-1	項目名	広告収入の確保	所管課	行政経営改革課 関係各課
現在の 取り組み	・ 現在、暮らしの便利帳、空き家対策リーフレット、封筒等に広告掲載し、支出の抑制を図っている。また、市役所1階に発券機、モニター、広告板を設置し、これらの費用を広告収入により賄っているほか、広告料が市の収入になっている。				
今後の 取り組み	・ 新たな広告収入確保の取り組みを検討し、実施する。				
目的	・ 広告料を得ることで、市の財源を確保するため。 ・ 広告を入れた資料等の作成を広告主が行うことで、市の支出を抑制するため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広告を入れることができる業務の検討			→		
広告を募集するしくみの検討			→		
広告の導入の実施				→	→
目標			実績		
平成 30 年度	効果額	円	効果額	円	
	・ 広告を入れることのできる業務の洗い出し ・ 広告を募集するしくみの検討				
平成 31 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 広告を募集する窓口を一本化した上で、広告の募集と導入を実施				
平成 32 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 広告を募集する窓口を一本化した上で、広告の募集と導入を実施				
合計	効果額	■円	効果額	■円	

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-2	項目名	公共施設の有効活用	所管課	管財契約課
現在の取り組み	・ 行政財産となる施設の部分について、行政財産使用許可を出し、使用させている。				
今後の取り組み	・ 行政財産である市役所東庁舎の一部を次の機関、事業者に対して有償で貸付する。 千葉県警察本部（印西警察署白井分庁舎） 約 374 m ² ： 市民への安全・安心に寄与、事件・事故への迅速な対応、犯罪への抑止力の強化のため 売店事業者 約 75 m ² ： 来庁者の利便性及び職員福利厚生等のため				
目的	財源の確保を図るため。				
完了目標時期	平成 30 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
貸付開始			→		
	目標		実績		
平成 30 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 印西警察署白井分庁舎への貸付	約■万円			
・ 売店への貸付	： 約■万円				
平成 31 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 印西警察署白井分庁舎への貸付	約■万円			
・ 売店への貸付	： 約■万円				
平成 32 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 印西警察署白井分庁舎への貸付	約■万円			
・ 売店への貸付	： 約■万円				
合計	効果額	■円	効果額	■円	

基本方針2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-3	項目名	公有地の売却等	所管課	管財契約課 関係各課	
現在の 取り組み	・土地等の財産管理において、目的のないものについては、普通財産として位置付け、土地所有者として適正な管理をするため、除草作業や危険防止のための柵等を設置している。					
今後の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・売却等に係る基本方針を策定する。 ・普通財産のうち自治会集会所予定地は、今後の利用の有無を各自治会に打診し不要なものを整理する。 ・不要と判断した場合は、積極的に売却や貸付を行い、新たな財源の確保、経費の削減を行う。 ・教職員住宅、富士南園広場、給食センター跡地を整理する。 					
目的	財源の確保を図るため。					
完了目標時期	平成 32 年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
売却等に係る基本方針の策定				→		
財産の洗い出し				→		
関係者（自治会等）への説明					→	
売却価格の鑑定					→	
貸付資産の一覧化・公開と貸付						→
売却						→
目標				実績		
平成 30 年度	効果額 ■円			効果額 円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・売却等に係る基本方針の策定 ・自治会集会所予定地等の普通財産の洗い出し ・普通財産売却に係る各自治会への説明の実施 					
平成 31 年度	効果額 ■円			効果額 円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・売却対象の普通財産の価格鑑定の実施 ・貸付資産の一覧化と公開 ・価格鑑定に基づく対象財産の売却 					
平成 32 年度	効果額 ■円			効果額 円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付資産の一覧化と公開 ・普通財産の貸付 ・価格鑑定に基づく対象財産の売却 					
合計	効果額 ■円			効果額 ■円		

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-1	項目名	ESCO 事業の導入	所管課	管財契約課
現在の取り組み	・老朽化設備の市直営による維持管理及び事後保全的な不都合箇所を修繕、又は改修・更新している。				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO 事業の導入により、次の事項を民間事業者へ請け負わせる。 <ul style="list-style-type: none"> * ESCO 事業者による更新費用の資金調達・補助金活用（シェアードセービングス契約） * 老朽化した設備の更新の調査・設計・施工・維持管理までの包括契約 				
目的	歳出を削減するため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ESCO 事業の研究、実施可能施設の把握			→		
事業者の募集及び選定			→		
事業者による調査・設計			→		
工事着手及び完了			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果額	円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO 事業の研究 ・実施可能施設の把握 				
平成 31 年度	効果額	円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の募集及び選定 ・事業者による調査・設計 				
平成 32 年度	効果額	■円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手及び完了 				
合計	効果額	■円	効果額	円	

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員的能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-2	項目名	小中学校 LED 照明器具の改修の実施に向けた検討	所管課	教育総務課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校校舎の照明器具の老朽化対策及び省エネ対策として、大規模改修（H15～H27）において、従来型の照明器具から高効率照明器具や LED 照明器具に交換している。 ・体育館の照明器具の老朽化対策及び省エネ対策として、大規模改修（H19～H25）において、従来型の水銀灯からメタルハライドランプに交換している。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修が未実施の学校や前回の改修から 10 年以上経過する学校の既存照明器具を LED 照明に変更する改修工事の実施に向けて、整備手法等について検討する。 				
目的	歳出を削減するため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
整備手法（リース等）の検討			→		
整備手法の決定			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	・整備手法（リース等）の検討				
平成 31 年度	効果		効果		
	・整備手法（リース等）の検討				
平成 32 年度	効果		効果		
	・整備手法の決定				

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-3	項目名	防犯灯・街路灯の一元管理	所管課	道路課 市民安全課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯は、市が所有し、市民安全課が管理する防犯灯と、市が所有し、自治会が管理している防犯灯がある。 ・市道に設置されている街路灯は、市が所有し、道路課が管理している。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が管理している防犯灯を市の管理にした上で、防犯灯及び街路灯を道路課が一元管理する。 ・一元管理は、防犯灯と街路灯をLED化してまとめてリース契約することで、電気料金や維持管理の経費を削減しながら事業者管理に管理させる方法を検討する。 					
目的	防犯灯と街路灯を一元管理することで、管理の効率化及び歳出を削減するとともに、管理体制を明確にすることで市民サービスの向上を図るため。					
完了目標時期	未定					
実施内容			実施スケジュール			
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
一元管理に向けた調整・検討			→			
リース契約による管理の検討			→			
事業者の募集及び選定			→			
事業者による調査・設計			→			
目標			実績			
平成 30 年度	効果額	円	効果額			円
	<ul style="list-style-type: none"> ・一元管理に向けた調整 ・リース契約による管理の検討 ・リース契約（LED化）が可能な防犯灯、街路灯の洗い出し 					
平成 31 年度	効果額	円	効果額			円
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法の決定 					
平成 32 年度	効果額	円	効果額			円
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の募集及び選定 ・事業者による調査・設計 					
		維持管理費（電気料金＋修繕費）43,717,993 円				
		防犯灯：H28 決算 25,134,112 円				
		街路灯：H28 決算 18,583,881 円				
合計	効果額	■円	効果額			■円

基本方針2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-4	項目名	再任用職員の活用	所管課	総務課
現在の取り組み	・ 定年退職まで培った能力や知識を活用し、再任用職員として任用している。				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、定年退職まで培った能力や知識を有する人材として、業務等を考慮し、効率的な配置を行っていく。 ・ また、今後、近年で定年退職を迎える職員を対象として、再任用に関する意向等の把握について検討する。 				
目的	豊富な経験、能力、知識を持った人材を任用することで、多様な行政運営を図るため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
再任用職員の活用			→		
再任用に関する意向の把握の検討			→		
目標			実績		
平成30年度	効果額	■円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用職員の活用 ・ 再任用に関する意向の把握の検討 				
平成31年度	効果額	■円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用職員の活用 				
平成32年度	効果額	■円	効果額	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用職員の活用 				
合計	効果額	円	効果額	■円	

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

② 扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

整理番号	2-4-②	項目名	扶助費・補助金の見直し	所管課	行政経営改革課 関係各課
現在の 取り組み	・平成 29 年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、補助金 の見直しを行っている。				
今後の 取り組み	・平成 29 年度に策定した「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、5 年ごとに、行政 評価の一環として、全ての補助金の見直しを行う。 ・扶助費についても統一的な方針を示し、見直しを行う。				
目的	扶助費・補助金を適正に執行するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予算編成時の既存補助金の確認			→		
扶助費の見直しの検討			→		
扶助費の見直しの実施			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 予算編成時の既存補助金の確認 ・ 扶助費の見直しの検討				
平成 31 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 予算編成時の既存補助金の確認 ・ 扶助費の見直しの検討				
平成 32 年度	効果額	■円	効果額	円	
	・ 予算編成時の既存補助金の確認 ・ 扶助費の見直しの実施				
合計	効果額	円	効果額	■円	

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。

整理番号	2-4-③	項目名	公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化	所管課	行政経営改革課
現在の取り組み	・平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の最適な配置を検討している。				
今後の取り組み	・公共施設等総合管理計画に定める公共施設マネジメント目標を達成することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化する。				
目的	限られた財源の中で老朽化対策や施設管理を適正に行うため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
公共施設マネジメント目標の取り組み			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	・公共施設マネジメント目標の取り組み				
平成 31 年度	効果		効果		
	・公共施設マネジメント目標の取り組み				
平成 32 年度	効果		効果		
	・公共施設マネジメント目標の取り組み				

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-1	項目名	事業主体の検討	所管課	行政経営改革課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市アウトソーシングに関する指針」に基づき、指定管理者制度や委託業務など、市が所有する施設や市の業務などについて、民間への委託を取り入れている。 ・事務事業評価において、市が関与する必要性や委託・協働の手法が選択できないかなどの評価項目を取り入れている。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・現在市が行っている事業について、アウトソーシング推進の判断基準に基づき、市にとって必要な事業かを再精査し、必要な事業については比較検討する実施主体・手法を抽出する。 					
目的	民間等が主体的に事業を実施することで、雇用の創出や市民活動の活発化を促し、市と民間等の役割を明確化し、市が費用を負担すべきものを精査することで不要な歳出を削減するため。					
完了目標時期	随時					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
アウトソーシングの指針の説明会				→		→
アウトソーシング推進の判断基準に基づく業務の必要性の精査				→		→
比較検討する事業実施主体・手法の抽出				→		→
目標				実績		
平成 30 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・各課でアウトソーシングできる事業の検討 ・アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 					
平成 31 年度	効果			効果		
平成 32 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・各課でアウトソーシングできる事業の検討 ・アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 					

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-2	項目名	公の施設の運営方法の検討と実施	所管課	行政経営改革課 文化課・子育て支援課 社会福祉課・保育課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 各公民館、センターや福祉施設など 12 館、19 施設で指定管理者制度により、民間企業、NPO、市民団体等が公の施設を管理している。 公の施設を民営化した施設はない。 今まで直営としている施設については、運営方法について検討していない施設がある。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 今後の運営方法を決定していない公の施設の管理について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化などの公の施設の運営方法を比較し、サービスとコストの観点から、誰が最も事業主体として適正かを検討の上、決定し、運営手法に変更が生じる場合は、新たな運営方法等により運営する。 <p>【検討対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化会館 ・ プラネタリウム館 ・ こども発達センター 身体障害者福祉センター ・ 保育園 ・ 学童保育所 				
目的	サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
文化会館の運営方法等の検討と決定			→		
プラネタリウム館の運営方法等の検討と決定			→		
こども発達センターの運営方法等の検討と決定			→		
身体障害者福祉センターの運営方法等の検討と決定			→		
保育園の運営方法等の検討と決定			→		
学童保育所の運営方法等の検討と決定			→		
目標		実績			
平成 30 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の運営方法等の検討 身体障害者福祉センターの運営方法等の決定 				
平成 31 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の運営方法等の検討 文化会館の運営方法等の決定 プラネタリウム館の運営方法等の決定 こども発達センターの運営方法等の決定 				
平成 32 年度	効果	効果			
	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の運営方法等の検討 保育園の運営方法等の決定 学童保育所の運営方法等の決定 				

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-3	項目名	窓口業務の外部委託の検討と実施	所管課	行政経営改革課・保育課・健康課 子育て支援課・社会福祉課 高齢者福祉課・保健福祉相談室 市民課（課税課・収税課） 環境課	
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民経済部の職員1名がコンシェルジュとして窓口案内業務を行っている。 ・窓口業務を行うために非常勤職員や再任用職員等を雇用、任用している。 ・保険年金課の窓口業務を外部委託している。 					
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コンシェルジュの業務及び各課の窓口業務を外部委託する。 ・健康福祉部内の窓口業務を整理し、健康福祉の総合的窓口業務の委託を検討、実施する。 					
目的	サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。					
完了目標時期	平成 32 年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康福祉部の窓口業務の導入準備				→		
健康福祉部の窓口業務の外部委託の実施				→		
市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の外部委託の導入の検討と決定				→		
市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の外部委託の試行実施の準備				→		
目標				実績		
平成 30 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の窓口業務の導入準備 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の外部委託の導入の検討 					
平成 31 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の窓口業務の導入準備 ・健康福祉部の窓口業務の外部委託の実施 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の外部委託の導入の決定 					
平成 32 年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の窓口業務の外部委託の実施 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の外部委託の試行実施の準備 					

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-4	項目名	学校校内業務の見直し	所管課	学校教育課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、労働者の働き方改革に取り組んでいる。 ・県教育委員会は、教職員の勤務の適正化を重要課題としている。市教育委員会では、市教職員の共通の取り組みとして「なしビジョン」を策定し、「脱：多忙化」を掲げている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・校内業務の見直しに向け、部活動・授業や教育課程など市で支援が可能な業務について、さらなる検討を行う。 ・校内業務で改善・廃止できる業務がないか見直しを行う。 				
目的	校内業務支援によって業務改善を行い、教職員の自己研鑽の時間を確保し資質の向上に努めるため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
教職員の多忙化に関する調査			→		
支援方法の検討			→		
支援の実施			→		
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の多忙化の要因やこれを解消する方法についての調査 ・市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討 ・可能な支援の開始 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な支援の開始 				

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

整理番号	2-5-②-1	項目名	事業主体の決定	所管課	行政経営改革課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市アウトソーシングに関する指針」に基づき、指定管理者制度や委託業務など、市が所有する施設や市の業務などについて、民間への委託を取り入れている。 ・事務事業評価において、市が関与する必要性や委託・協働の手法が選択できないかなどの評価項目を取り入れている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング推進の判断基準に基づき必要とされた業務について、市が実施した場合と抽出した事業主体・手法のそれぞれについて、コストやサービスの質を比較し、事業主体・手法を決定する。 ・後期基本計画に盛り込むべきものは反映させ、軽微なものは早期に実施する。 				
目的	民間等が主体的に事業を実施することで、雇用の創出や市民活動の活発化を促し、市と民間等の役割を明確化し、市が費用を負担すべきものを精査することで不要な歳出を削減するため。				
完了目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
コスト・サービスレベルの検討					→
事業主体・手法の決定					→
新たな事業主体や手法による実施					→
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較の実施 ・事業主体や手法の決定 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業主体や手法による実施 				

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

① 第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。

整理番号	2-6-①	項目名	事務事業評価の実施	所管課	企画政策課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から実施してきた事務事業評価の成果と課題を踏まえ、平成29年度に評価システムを見直し、第5次総合計画の重点戦略事業を対象として、必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づいて、事業の振り返りと改善のサイクルを徹底した事務事業評価を実施している。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、平成29年度から導入した事務事業評価を実施する。 				
目的	事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
事務事業評価の実施					
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価の実施 				
平成31年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価の実施 				
平成32年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価の実施 				

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。

整理番号	2-6-②	項目名	外部評価の実施	所管課	企画政策課
現在の取り組み	・平成 16 年度から実施してきた事務事業評価の成果と課題を踏まえ、平成 29 年度に評価システムを見直し、新たに第 5 次総合計画の施策（9 つの戦略の柱）を対象とした施策評価を導入・実施するとともに、施策評価において総合計画審議会による外部評価を導入・実施している。				
今後の取り組み	・引き続き、平成 29 年度から導入した外部評価を実施する。				
目的	行政評価の透明性・客観性を確保し、市民の視点から行政活動の改善を進めるため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
外部評価の実施			→		
	目標		実績		
平成 30 年度	効果 ・外部評価の実施		効果		
平成 31 年度	効果 ・外部評価の実施		効果		
平成 32 年度	効果 ・外部評価の実施		効果		

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。

整理番号	2-6-③	項目名	事務事業評価シートの簡素化・見える化	所管課	企画政策課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度から実施してきた事務事業評価の成果と課題を踏まえ、平成 29 年度に評価システムを見直し、詳細な評価シートを作成することよりも、事務事業の必要性、有効性、効率性の 3 つの視点から、論点を整理して、庁内で事務事業の改善に向けた議論を深めることを重視して、事務事業評価シートの簡素化・見える化を図っている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、平成 29 年度からの新たな評価視点に基づいた事務事業評価を実施し、事務事業評価結果を予算編成に反映していく。 				
目的	事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30 年度	平成 31 年度
事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進					
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進 				

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ④ 市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。

整理番号	2-6-④	項目名	市政に関する市民意向等の把握	所管課	企画政策課
現在の取り組み	・5年に1回、住民意識調査を実施するとともに、平成29年度に「しろいeモニター制度」を創設し、登録していただいた市民モニターを対象に、インターネットを活用したアンケートを実施し、市の取組に対する市民の意向・意識等を把握している。				
今後の取り組み	・引き続き、5年に1回の住民意識調査を主としつつ、毎年度「しろいeモニター制度」を活用し、市民の意向・意識等を経年的に把握していく。				
目的	市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて行政活動を随時改善するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施			→		
住民意識調査の実施			→		
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施				
平成31年度	効果		効果		
	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施 ・住民意識調査の実施				
平成32年度	効果		効果		
	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施				

基本方針2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

整理番号	2-6-⑤	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、同基準に基づき事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進める。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」に基づき、事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進める。 				
目的	事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
完了目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し					
目標			実績		
平成 30 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 				
平成 31 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 				
平成 32 年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 				

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ① 都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。

整理番号	3-1-①	項目名	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施	所管課	学校教育課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市内14の小中学校のうち、12校は共同調理場方式で、桜台小・中学校は自校方式により給食を提供している。現在、共同調理場については、平成31年度の稼働を目指して建替整備を進めている。また、給食調理、機械器具の維持管理業務及び給食会計処理等の事務処理は、各調理施設において行っている。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的運営及び事務等とするため、学校給食に関する運営、施設等の維持管理、会計処理等の業務を新学校給食センターで一元管理する。また、食育の推進、アレルギー対応食、地産地消等についても同様に一元化を図り、統一した対応とする。 桜台小・中学校については、施設・設備の老朽化や今後の学校規模等の状況を見ながら、安全で効率的な学校給食の在り方について、地域の意見等を踏まえた検討が必要となってくる。 				
目的	効率的で、より安全安心な学校給食の提供、会計処理及び食育等を統一的に対応するため。				
完了目標時期	未定（新学校給食センターの運営開始に合わせ、学校給食関係業務を一元化し、将来の市全体の効率的で安全な学校給食の在り方を調査・研究する。）				
実施内容				実施スケジュール	
				平成30年度	平成31年度
学校給食業務の一元化への移行準備				→	
学校給食業務の一元管理の実施(自校方式における給食費の公金化を除く)				→	
自校方式における給食費の公金化				→	
桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食の在り方の調査・検討				→	
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食業務の一元化のための準備 				
平成31年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 新学校給食センターの稼働に合わせ、学校給食業務を新学校給食センターで一元化 食育、アレルギー食対応、地産地消等の統一的な対応 				
平成32年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 自校方式における給食費の公金化 桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食の在り方の調査・検討の開始 				

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別計画を策定します。

整理番号	3-1-②	項目名	公共施設等の個別施設計画の策定	所管課	行政経営改革課 教育総務課 関係各課	
現在の取り組み	・平成29年度に公共施設等総合管理計画を策定し、個別施設計画の策定方法について検討している。					
今後の取り組み	・学校施設は、平成31年度中に個別施設計画を策定する。 ・学校施設以外の公共施設等は、個別の施設ごとの計画とするか、小学校区単位など地域ごとの計画とするかなど策定方法を検討した上で、利用者や市民との合意形成を図り、個別施設計画を策定する。					
目的	公共施設等の最適化を図るため。					
完了目標時期	未定					
実施内容				実施スケジュール		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
学校施設の個別施設計画の策定に向けた調査の実施				→		
学校施設の個別施設計画の策定					→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討				→	→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定					→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備						→
目標			実績			
平成30年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の構造躯体の健全性調査及び劣化度調査の実施 資料を基に個別計画策定業務の着手 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 					
平成31年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の個別施設計画の策定 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定 					
平成32年度	効果			効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備 					

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。

整理番号	3-1-③	項目名	公共施設等を管理するための組織体制の構築	所管課	行政経営改革課
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理する組織体制を構築することを決定している。 				
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行い、施設所管部門間の情報共有と全体調整を図る組織を設置する。 				
目的	公共施設等について、全庁横断的な調整を図るため。				
完了目標時期	平成31年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
組織の役割の検討			→		
組織の決定			→		
新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進			→		
目標			実績		
平成30年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 組織の役割の検討 組織の決定 				
平成31年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進 				
平成32年度	効果		効果		
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進 				